

## 平成29年度

### 東大和市住宅・店舗リフォーム資金補助金のご案内

《平成26年度以前の補助利用者の方もご利用できます》

市民の方が、市内の建設事業者により、住宅または店舗のリフォーム工事を行う場合、その経費の一部を補助します。

この制度は、建設事業の不況対策及び緊急地域経済対策として、地域経済の振興を図ることを目的とするものです。

#### 対象工事

1 住宅または店舗の本体の改築・修繕・模様替えなど、その機能の維持または向上のために行う工事。

※ 増築を伴う工事も補助対象です。ただし、建築基準法など関係法令等に違反しない工事に限ります。

2 補助金の交付申請日以降に着工し、平成30年3月31日までに完了する工事。

3 工事金額が15万円以上（消費税を除く）の工事。

※過去（平成27年度以降）に、この補助金を利用した場合は対象となりません。

ただし、平成26年度以前にこの補助制度を利用している場合は補助対象となります。

#### 対象となる住宅・店舗

1 住宅は、市民が市内に所有する**自己の居住用の専用住宅**

（共同住宅・分譲マンションについては、専有部分が対象です。）

2 店舗は、市内にある市民（自己）の営業用の小売店舗、理美容店舗、クリーニング店舗及び主に食事を提供する店舗等

①ただし、上記の店舗であっても、風俗営業法による規制を受ける店舗は補助の対象にはなりません。

②店舗を賃借している場合も対象になります。ただし、建物所有者の承諾書が必要になります。

3 店舗併用住宅については、住宅部分か店舗部分のいずれかが対象となります。

#### 補助金額

・ **工事金額の5%以内**で、**最高10万円**。（ただし1,000円未満は切り捨てます。）

・ 補助金は、指定された預金口座に振り込みます。《補助金の申請から交付まで》

## 申込資格

- 1 市内に住所を有する個人。店舗の場合は市内に登録されている事業所を有する法人も含まれます。
- 2 申請日現在、納期限の経過した市民税及び固定資産税を完納していること。
- 3 対象となる工事について、市で実施している他の住宅関係助成制度による補助等を同時に受けないこと。  
例：高齢者住宅改修給付事業等（高齢介護課）、小口事業資金等融資（設備資金・産業振興課）、木造住宅耐震改修費助成事業（都市計画課）など
- 4 平成27年度以降に、この補助金を受けていないこと。

※原則、申込申請者は工事物件所有者であること

## 工事を行う業者

住宅及び店舗の改善を業とする、市内の個人または法人の民間事業者。  
(法人の場合は、住宅及び店舗の改善が主業務である事業者。)

※納税地及び経理機能が市内であること。

## 受付期間

・平成29年4月1日から（土・日曜日、祝祭日、年末年始を除く。）市役所産業振興課（1階3番窓口）で受け付けます。（受付時間：午前8時30分～午後5時）

電話、郵便、電子メールなどでの受付はできません。

※工事を着工する前までに必ず補助金の申請をしてください。補助金の申請前に着工・完了した工事は、補助対象にはなりません。

## 補助金の返還

次のいずれかに該当した場合は補助金の決定を取り消し、補助金の全額または一部を返還していただきます。

- 1 偽り、その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- 2 補助要綱、補助金の交付決定の内容、またはこれに付した条件に違反したとき

## 工事内容の変更

交付決定後、工事内容に変更（追加工事等）が発生する場合は、変更内容がわかる見積明細書及び変更箇所の写真を提出してください。（※工事完了後に提出していただく請求明細書とは別途に提出が必要になりますので、ご注意ください。）

## ☆こんな工事が補助の対象になります。

増改築工事	1 住宅または店舗の本体の一部を壊して建築する工事 (建築基準法などの法令等に違反しない増築工事を含む。) ※耐震改修を伴う工事も、補助対象になります。 (ただし、耐震診断の経費は補助対象になりませんので、ご注意ください。) 2 上記の工事に伴う設備の導入または交換工事
修繕・模様替え	1 住宅または店舗の本体の修繕または模様替え 例：屋根の葺替え、天井板・内壁・床板の張替え、建具の交換など 2 上記の修繕・模様替えに伴う設備の導入または交換工事
外壁塗装工事	住宅または店舗の本体の外壁塗装工事（仕上材の張替えも含まれます。）

※原則として住宅または店舗本体の工事。もしくは左記に付随する工事が対象です。

## ★補助の対象とならないもの

### 1 外構工事、造園工事、庭木の移植、工作物の設置など、住宅または店舗の本体以外の工事。

→ これらの工事を上記の表の工事と併せて実施した場合でも、これらの工事費用は補助の対象にはなりません。(上記の表に該当する工事費用のみが補助の対象になります。)

### 2 設備・備品の設置、取付、交換のみの工事

→ エアコン等の空調設備、洗面化粧台やシステムキッチン、トイレ等の水回り設備などの設置費用は、対象外です。ただし、上記の表に付随するものとして併せて工事を行った場合（例えば、内装工事に伴う空調設備の交換等。交換部分の周囲を含めた内装等工事を行うことが条件）には、補助の対象となります。

### 3 補助金を申請する前に着工・完了した工事

#### 【 注 意 】

増改築工事をするには、原則として建築確認申請が必要です。

しかし、防火指定のない地域では、10㎡未満（約6畳）の工事は建築確認申請が不要になりますので、お住まいの地域をご確認ください。

(申請に必要な書類等)

申請

(先着順)

1. 市所定の書類
  - ・東大和市住宅・店舗リフォーム資金補助金交付申請書
  - ・他補助制度未利用確認書
  - ・納税状況確認承諾書 (市民税などの納税証明書でも可)
2. 申請者が用意する書類等
  - ・工事見積書の写し (工事内容が分かる**明細が必要**)
  - ・リフォームする箇所の写真
  - ・建物の所有者であることを証する書類 (固定資産税の納税証明書)
    - (増築を伴う工事の場合) ・建築確認済証の写し (建築確認が不要な工事の場合は建築図面の写し)
    - (法人の場合) ・登記事項証明書
    - (店舗を賃借している場合) ・建物所有者の承諾書
  - ・印鑑 (法人の場合は、代表者印)

※納税証明書をお取りいただく際に、  
・身分証明書 (マイナンバーカード、運転免許証、保険証等)  
・発行手数料 (300円×枚数) が必要です。

交付対象者の決定

⇒ 東大和市住宅・店舗リフォーム資金補助金交付決定通知書 (後日、郵送します。工事完了報告時に必要な実績報告書及び補助金交付請求書も同封します。)

(工事)

変更工事あり

1. 市所定の書類
  - ・東大和市住宅・店舗リフォーム資金補助金変更承認申請書
2. 申請者が用意する書類等
  - ・工事見積書の写し (変更または追加工事の内容が分かる**明細が必要**)
  - ・変更または追加工事する箇所の写真

(工事完了)  
(工事代金の支払い)

工事完了報告

1. 市所定の書類
  - ・東大和市住宅・店舗リフォーム資金補助金実績報告書
2. 申請者が用意する書類等
  - ・請求書の写し (全ての工事内容が明確に記載されているもの)
  - ・領収証の写し
  - ・リフォームした箇所の写真

(書類審査、必要に応じて現地調査)

補助金額の確定

⇒ 東大和市住宅・店舗リフォーム資金補助金交付額確定通知書

補助金の請求

東大和市住宅・店舗リフォーム資金補助金交付請求書

補助金交付

【書類の提出先・お問い合わせ】

東大和市役所 産業振興課 商工観光係 (市役所 1階 3番窓口)

電話 042-563-2111 (内線 1075)